

〔別紙１〕

随意契約理由書

件名	電装部品（澤藤電機社製）購入
契約の相手方	関西電装機器株式会社 阪神支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 スターター及びオルタネーター関係部品は、バスのエンジン始動時や各種電気関係機器を作動させるうえで重要な役割を担う部品である。 本件で調達する部品は、日野自動車社製・UDトラックス社製バスに採用されており、他社製の部品では互換性を確保できないため、澤藤電機(株)社製を指定している。 上記契約の相手方は、澤藤電機(株)製電装部品の大阪・兵庫地域総代理店であり、電装部品を安定的に供給できるのは上記契約の相手方以外にはないため、随意契約を依頼するものである。	
担当部署	自動車部市バス車両課車両計画係 (電話番号 ０７８－９９２－３３３３)